

## 青梅市立学校施設のあり方審議会市民委員募集要領

### 1 目的

この要領は、青梅市立学校施設のあり方審議会条例（令和5年条例第17号）第3条第1項第6号に規定する委員（以下「市民委員」という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 候補者の抽出

市民委員の候補となる者は、別に定める基準日において青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）に住居登録をしている者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、無作為に抽出するものとする。

(1) 18歳から49歳までの者 男女各100人

(2) 50歳以上の者 男女各100人

### 3 応募資格

市民委員に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内に住居登録をしている者

(2) 前項の規定により市民委員の候補者に抽出された者

(3) 市の他の附属機関等の委員でない者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者

(5) 青梅市議会議員または青梅市職員でない者

(6) 青梅市立学校施設のあり方審議会の会議に出席が可能な者

### 4 応募方法

(1) 市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、募集期間内に、次に掲げる事項を記載した応募申込書を、持参、郵送または電子メールにより青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

ア 住所、氏名、生年月日、性別、電話番号および電子メールアドレス

イ 応募動機について記載したもの（200字程度）

(2) 前号の規定により提出された応募申込書は、返却しないものとする。

### 5 募集人数

募集人数は、男女各2人とする。ただし、性別ごとの応募人数がこれに満たない場合は、この限りでない。

## 6 選考方法等

- (1) 選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、審査に合格した者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。この場合において、第2項各号の区分ごとに男女各1人を選任するものとする。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

## 7 募集期間

募集期間は、募集開始の日から起算して3週間とする。

## 8 再募集および募集の例外

次に掲げる事由に該当するときは、再募集を行うものとする。ただし、日程に余裕がないなど特別な事情があるときは、第2項から前項までの規定によらないで委員を選任することができる。

- (1) 募集期間に応募がなかったとき。
- (2) 応募者が募集人数に満たなかったとき。
- (3) 応募者の全員または一部が応募資格を満たしておらず、募集人数に満たなかったとき。

## 9 失職

委員は、第3項の応募資格要件を満たさなくなったときは、その資格を失う。

## 10 庶務

市民委員の募集に関する庶務は、教育総務担当課において処理する。

## 11 その他

この要領に定めるもののほか、市民委員の募集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 12 実施期日

- (1) この要領は、令和5年4月12日から実施し、市民委員を決定した日の翌日をもって廃止する。
- (2) この要領の廃止前に、この要領にもとづき選任された市民委員に関して、この要領の廃止後に第3項の応募資格要件を満たさなくなった場合の第9項の規定は、なお従前の例による。

### 13 経過措置

この要領の一部改正は、令和7年2月7日から実施する。